

## 議第24号

滋賀県職員の特  
殊勤務手当に  
関する条例の  
一部を改正す  
る条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員の特  
殊勤務手当に  
関する条例の  
一部を改正す  
る条例

滋賀県職員の特  
殊勤務手当に  
関する条例（  
昭和49年滋  
賀県条例第  
7号）の一  
部を次のよ  
うに改正す  
る。

第8条第1項第3号中「判定員」を「心理判定員」に改める。

第18条第1項第2号中「処理作業」の右に「（次号に掲げる作業を除く。）」を加え、同項第3号中「防疫作業」の右に「（前号に掲げる作業を除く。）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 家畜伝染病（人事委員会規則で定めるものに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却または畜舎等の消毒の作業

第18条第2項中「340円」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる作業 340円

(2) 前項第3号に掲げる作業 380円（人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合は、760円）

## 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第18条の規定は、令和5年1月19日から適用する。